

第6章 新市の施策

本地域のめざすまちの姿を実現するために、各分野において取り組む新市の施策を以下のとおり掲げます。

1. 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現

(1) 人権尊重の社会づくりの推進

すべての人々が人として等しく尊重され平等に社会に参画できるよう、住民と協働して、人権教育・啓発活動を積極的に推進し住民の人権意識を高めるとともに、各分野での人権擁護活動を積極的に推進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野に参画でき、性別による差別的取り扱いを受けることがないよう男女平等意識を高めるとともに、政策形成過程や社会活動への女性参画を促進するほか、仕事と家庭・地域生活の両立支援など、男女とともに責任を担い個性や能力が発揮できる環境を整備し、男女共同参画社会の実現をめざします。

2. ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現

(1) 自主自立の地域づくりの推進

住民自らが住んでいるまちに関心を持ち、地域課題の解決やまちづくり活動に自主的に取り組めるよう、住民の身近な場所で地域のまちづくり活動を支援する体制を充実するとともに、地域コミュニティの活性化を促進します。

(2) 住民生活の安全・安心の推進

住民が安全で安心して生活できるよう、関係団体と協力し、交通の安全と円滑化に配意した交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに、交通ルールやマナーなど交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を徹底します。特に、就学前の幼児や小学生及び高齢者の交通事故防止に努めます。

また、犯罪や事故のない安全な地域社会づくりに向け、防犯灯の整備や、関係機関及び地域住民と連携した防犯意識啓発やパトロール、防犯団体への支援などにより犯罪の抑止に努めます。

[第6章] 新市の施策

(3) 危機管理防災及び消防・救急救助の体制強化

自然災害はもとより、テロや新型インフルエンザなどの様々な危機から住民の生命財産を守るために、防災マップ(ハザードマップ)、防災マニュアルの作成配布や啓発イベントの開催などにより住民の防災意識の高揚に努めるとともに、消防団組織及び自主防災組織の強化や事業者などとの応援協定の締結などにより、地域防災力の向上を図ります。

また、災害時に的確な対応ができる組織・体制を整備するとともに、定期的な防災訓練などを実施し、防災関係機関と連携を図りつつ、総合的な危機管理防災体制を充実します。

さらに、本地域にかかる消防体制については、将来的に現熊本市域と同等の体制へ移行し、新熊本市域の消防・救急救助体制の強化を図ります。

(4) 文化的振興と国際交流の推進

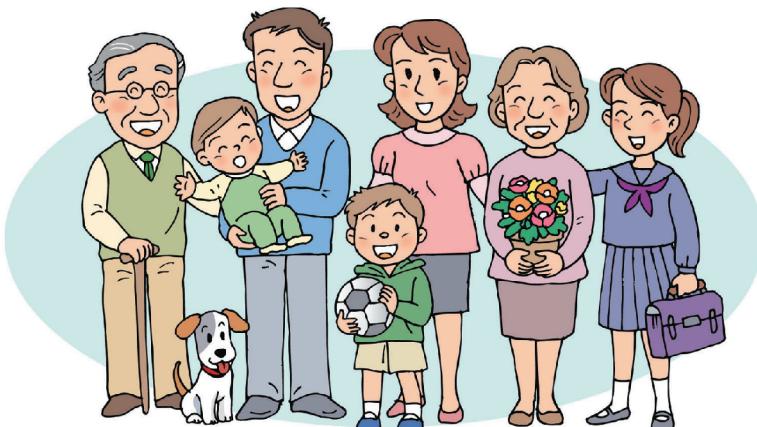
住民が文化に親しみ国際的な視野を広げつつ、心の豊かさを実感できる環境づくりを進めるため、関係団体との連携を強化するとともに、これまで本地域が取り組んできた文化の香り高いまちづくりを継承し、文化芸術活動への支援や自主文化事業の開催など、住民が文化・芸術にふれる機会を拡充し、地域文化活動の活性化を図ります。

また、これまで交流のある米国・ローム市、ニュージーランド・サウスタラナキ地方などと引き続き交流を行っていくほか、住民の国際理解の促進と国際交流・協力への支援、国際感覚豊かな人材の育成に取り組みます。

(5) 住民記録・土地情報の適正な管理と提供

住民が社会生活をおくる上で不可欠な戸籍や住民記録については、個人情報を適切に保護・管理し、必要な際に迅速に交付するため、台帳の適切な管理・整備に努めるとともに、利用しやすい「やさしい窓口づくり」を推進します。

また、財産の保全や災害復旧の際に重要な地籍図などの土地情報についても、引き続き地籍調査事業を推進するとともに、わかりやすい住居表示などに取り組みます。



[第6章] 新市の施策

3. 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

住民が生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう、生活習慣病予防に関する健康診査や保健指導などを実施した健康づくりに取り組むとともに、健康づくりに対する住民の関心と理解を高めるため、健康に関するイベントなどによる啓発を進めます。

また、食を通した住民の健康づくりを支援するため、消費者、生産者、事業者をはじめ食生活改善グループ、住民団体など「食」に関わる関係者と協働で食育活動を開催します。

(2) 安全・安心のための保健衛生と医療の推進

住民が食に関して安心を実感できるよう、食品の安全性の確保や情報の提供に努めます。

また、麻疹をはじめとする予防接種の接種率を高める取り組みを進めるとともに、新型インフルエンザ、結核、HIVなど様々な感染症に関する啓発や情報の提供に取り組みます。

さらに、医療機関と連携し、救急医療体制や災害における医療の確保に努めます。

(3) 高齢者や障がいのある人などの生活支援

高齢者や障がいのある人などを地域の中でお互いに助け合い、支えていく地域の仕組みを整備するとともに、地域の福祉活動の中心となる民生委員・児童委員などの活動を支援します。

また、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせるよう、就労支援や熊本市優待証(さくらカード)の交付及び生きがい活動推進事業などにより社会参加の機会を拡充します。

さらに、要介護高齢者に対する介護保険サービスや援護が必要な高齢者への福祉サービスを提供します。

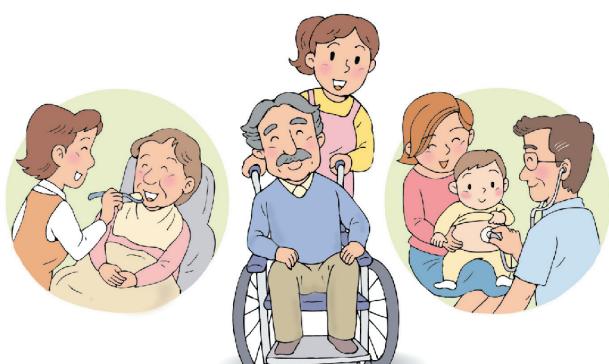
加えて、障がいのある人が自立して暮らせるように、就労の機会と場の確保・拡大に取り組むとともに、住み慣れた家や地域の中で生活できるように、一人ひとりにあわせた相談支援やホームヘルプ及びショートステイなどの福祉サービスの充実に取り組みます。

(4) 社会保障制度の適正な運営

国民健康保険事業の健全な運営ができるよう、医療費の適正化や保険料収納率の向上などに取り組みます。

また、長寿医療(後期高齢者医療)制度や国民年金制度の周知を図るために、広報や相談に努めます。

加えて、生活保護の適正な運用を行うとともに、自立に向けたきめ細かな支援を行います。



[第6章] 新市の施策

4. 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ 環境づくりの推進

(1) 子どもたちの健やかな成長支援

次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう、地域での子どもたちの社会参加活動や体験活動、世代間交流活動などを推進するとともに、青少年の健全育成や子ども会活動の支援、リーダーの育成などに取り組みます。

また、児童育成クラブなどの子どもたちが安全で健やかに活動できる居場所の確保、活動拠点施設の機能の充実に取り組みます。

特に、援助を必要とする子どもや家庭への支援を行うため、地域や関係機関と連携の下、子どもに関する相談体制の充実、児童虐待の早期発見や適切な保護など要保護児童対策の推進、障がい児などの発達支援の充実に取り組みます。

(2) 子育てしやすい環境づくりの推進

子どもを安心して産み、楽しみながら子育てができるよう、妊婦・乳幼児の健康診査、訪問や電話相談などにより支援を行い、妊娠・出産・育児をめぐる不安の解消などに取り組むとともに、乳幼児医療費の助成や児童手当の給付など、子育てにおける社会的、経済的負担の軽減に努めます。

また、延長保育や病児・病後児保育など、多様なニーズに合わせた保育サービスの提供や、待機児童の解消などを図るとともに、子育て支援サークルの活動支援や地域における子育て支援のネットワークづくりを促進するほか、ひとり親家庭などについては、生活、就業などの支援を行い、自立に向けた取り組みを進めます。



[第6章] 新市の施策

5. 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

地域や家庭との連携の下、少人数学級、少人数指導などにより、個に応じたきめ細かな指導を通じ、学ぶ楽しさやわかる喜びのある教育を推進するとともに、教職員の指導力の向上に努め、確かな学力の向上に取り組みます。また、国際理解、情報、環境など、新たな時代に対応した教育や、自然体験、就労体験などの体験的学習、道徳や芸術など感性をみがく学習などを通じ、豊かな人間性やたくましさをはぐくむ教育の充実をめざします。加えて、子どもたちの健康増進のため、体力づくりや食育などに取り組みます。

さらに、校舎、体育館などの耐震化及び計画的な改修、地域や関係機関と連携した子どもたちの安全確保など、安全で良好な教育環境の整備を進めます。



(2) 生涯を通じた学習・スポーツの振興

公民館や図書館などを生涯学習の拠点として機能充実を図るとともに、生涯学習関係機関や団体などとのネットワーク化を進めながら、学習情報の収集・発信に努め、住民一人ひとりが生涯を通して学べる機会を拡充し、学んだことを社会に生かすことができる環境を整備します。

さらに、住民のスポーツを通じた健康づくりや交流を促進するため、体育協会など関係団体と連携し、総合型地域スポーツクラブの支援や競技指導者、各種スポーツ団体の育成、各種スポーツ教室・スポーツ大会の充実などを進めます。加えて、体力・健康づくり拠点の整備により社会体育施設の機能充実や活用促進に取り組みます。



(3) 歴史文化遺産の継承と活用

田原坂をはじめ、埋蔵文化財など地域に残る有形・無形の文化財について、地域の財産として再認識し、その価値をさらに高めるための適正な保全管理に努めるとともに、田原坂資料館などの整備・活用と、これらの歴史的文化遺産にふれる機会を拡充することにより、住民の郷土に対する理解と愛着を深めます。

[第6章] 新市の施策

6. 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

(1) 環境保全活動の推進と良好な環境の保全

住民や事業者との協働の下、環境に関する様々なイベントや出前講座などの啓発や学習を積極的に展開し、地球環境に配慮できる住民を育成するとともに、地域の環境美化活動やグリーンコンシューマー^{*}活動など、日常での実践活動の輪を拡大します。特に、人類共通の課題である地球温暖化対策を推進するため、環境保全型エネルギーの利用促進、公共交通システムの再構築など、低炭素社会をめざした先進的かつ総合的な取り組みを展開します。

また、大気や有害化学物質について常時監視し、環境の状況を正確に把握し、迅速な情報提供に努め、さらに、ばい煙、騒音・振動などの公害防止に対する事前指導や苦情などへの対応を行い、汚染の未然防止を図り良好な生活環境を保全します。

※グリーンコンシューマー…環境に配慮した商品を選び購入するなど、環境を大切にする消費者

(2) 豊かな水と緑に囲まれた良好な環境の形成

雨水浸透ますの設置促進など地下水かん養を推進するとともに、硝酸性窒素対策などによる地下水質及び生活排水対策などによる河川水質や水辺環境の保全に努め、質量両面から貴重な水資源の保全を図ります。

また、公共施設や民有地の緑化を推進するとともに、緑地などの保全に努め、水と緑豊かなゆとりある環境を保全・創造します。

(3) 資源循環型社会の構築

環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルに関する意識を高め、ごみの分別を徹底するとともに、生ごみ処理機の普及促進を図り、ごみ減量・リサイクルを推進します。

また、ごみの適正処理を推進するため、ごみ収集・処理体制の整備を図るとともに山間地などにおける不法投棄の防止に努めます。



[第6章] 新市の施策

7. 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興

(1) 商工業の振興

商工業の振興を図るため、関係者との連携を強化し、土地区画整理事業・街路事業と連携した商店街の形成など、地域の核となる商店街の魅力向上に努めるとともに、地場産業の経営支援や新規創業支援を進めます。

また、企業が進出しやすい立地環境の整備に努め、産業構造の変化に対応した先端・高度技術や研究開発型企業などの誘致を図るとともに、地域特産品の開発支援など地場産業の育成に努めます。さらに、雇用機会の拡充を図るため、関係機関との連携の下、経済情勢などの変化に対応した各種雇用対策を実施します。

(2) 観光の振興

西南の役で知られる「田原坂」を熊本城と一緒にしたストーリーの中で全国にPRするとともに、小野小町伝説の地「小野泉水」や良質な泉質で知られる「植木温泉」、すいかをはじめとした農産物など、魅力ある豊かな観光資源を有機的に組み合わせ、福岡や関西方面などからの観光客の増加を図ります。あわせて、田原坂資料館の改築や観光案内所の整備など、観光客の受け入れ環境の整備を進めます。



(3) 農林業の振興

地域の基幹産業である農業の活性化を図るため、農業生産の大半を占めるすいかを核とした施設園芸、養豚を核とした畜産などを中心に、生産基盤の整備や担い手育成に努めるほか、新たな販売方法や生産方法など、やる気のある農業者が安心して挑戦できるような環境づくりを進めます。

また、地産地消の推進に努めるとともに、家畜排泄物のリサイクルや有機農業など時代に対応した農業生産の振興を図ります。加えて、家族経営協定の推進や、観光型農業などにより都市と農村との交流を促進するなど、本地域が持つ高い技術と人材の力を最大限発揮できるような農業地域の活性化に取り組みます。

さらに、水保全などの公益的機能を維持するために、各種の林業振興施策を推進するとともに、植木三ノ岳の森公園の活用など、森林が果たす環境保全・防災などの機能の保全と活用を図ります。



[第6章] 新市の施策

8. 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

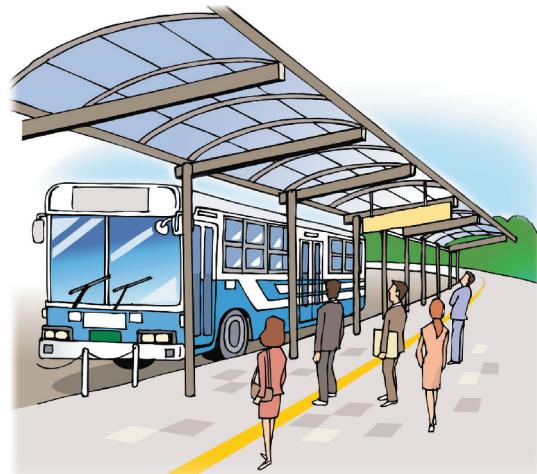
(1) 計画的な都市づくり

まちづくりを計画的に進めるため、適切な地域地区や区域区分の指定・見直しを行うとともに、土地区画整理事業の推進や適切な開発指導を行い、良好な市街地の整備を促します。また、国道3号植木バイパスの整備に伴う沿線地域における無秩序な市街地拡散を防止するために必要となる計画的な土地利用や良好な環境の保全形成に努めます。加えて、安らぎと潤いのある空間を創出するため、土地区画整理事業区域内の公園・広場の整備や、地域の公園・緑地の適切な維持・管理に努めます。



(2) 利便性の高い公共交通体系の確立

高齢社会を迎え、誰もが快適に移動できる公共交通体系を構築するため、ノーマイカーデーなどを推進するとともに、JR植木駅へのアクセス強化、住民の要望に応じたコミュニティバスなどの運行検討を行い、駅、商店街、公共施設を効率的に結ぶバス網を整備するなど、公共交通機関の利用促進に努めます。



(3) 良好な道路の整備・保全

渋滞緩和を図り、安全で快適な道路環境を確保するため、広域幹線道路として国道3号植木バイパスの早期完成をめざすとともに、都市計画道路植木停車場投刀塚線などによる幹線道路のネットワーク化を進めます。

また、住民の日常生活の利便性を向上させるため、生活道路の改良や維持・管理に努めるとともに、障がい者や高齢者などすべての人に優しい道路整備に取り組みます。

[第6章] 新市の施策

(4) 総合的な治水対策の推進

洪水による被害を防止・軽減するため、環境に配慮しながら合志川、宮原川、豊田川など河川の整備促進に取り組むとともに、排水路などの整備を進めます。

(5) 安全で良好な建築物の整備・推進

誰もが安心して暮らしやすい建築物の整備を推進するため、公共施設の耐震化や計画的な改修・改善に努めるとともに、民間建築物の耐震化を促進するなど建築物の安全対策に取り組みます。

また、老朽化した公営住宅について、ユニバーサルデザインなどに配慮しながら計画的な改修・改善を図ります。



(6) 良質な水道水の安定供給

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の整備を進め普及率を高めるとともに、水道水質の保全や漏水防止、水道施設の耐震化などに取り組みます。

(7) 着実な汚水処理施設の整備

公共用水域の水質保全を図るため、植木町の公共下水道基本計画に基づき、整備を進めるとともに、農業集落排水の接続や浄化槽の設置を促進します。

